

南相馬市災害廃棄物処理計画(概要版)

1 本計画の目的と位置付け

本市における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年改定)に基づき策定するものであり、「南相馬市地域防災計画」(平成31年改訂)と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示している。本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

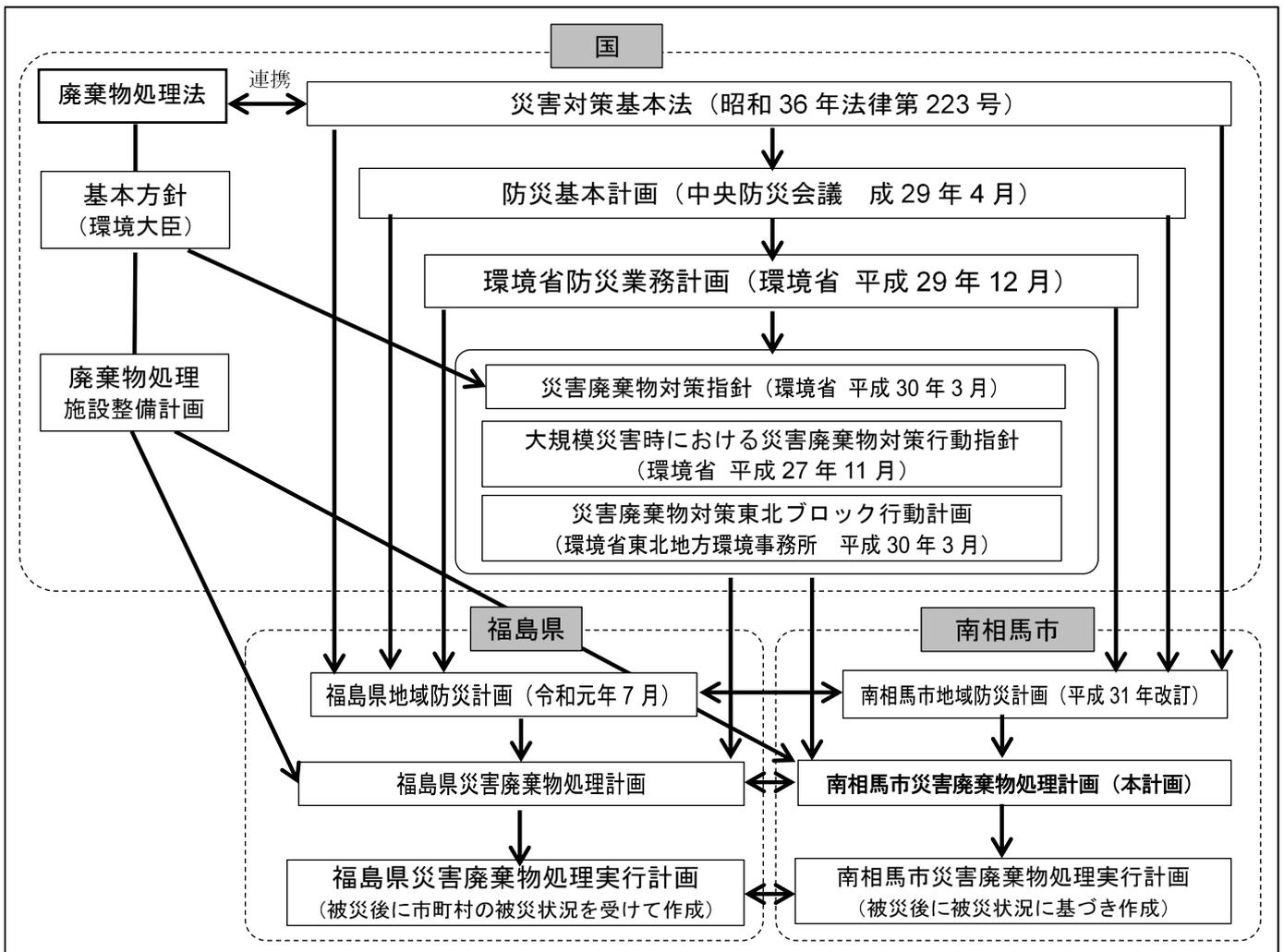


図1.1 災害廃棄物処理計画の位置付け

2 対象とする廃棄物

区分	種類
災害がれき等	木くず・コンクリー・金属くず・可燃物・不燃物・廃家電・廃自動車等・腐敗性廃棄物等
避難所ごみ	避難所で発生する生活ごみ
し尿・汚泥	避難所や仮置場における仮設トイレからのし尿、被災した便槽・浄化槽に残存する汚泥

3 対象とする災害

本計画では、地域防災計画で対策上想定すべき災害（地震災害、水害及びその他自然災害）を対象とする。

4 災害廃棄物の処理期間

発災より3年以内で災害廃棄物の処理完了を目指す。なお大規模災害により3年以内での処理完了が困難と想定される場合、県を通じて国に対し支援要請を行う。

5 災害廃棄物発生量

本市の想定最大災害である南海トラフ巨大地震により発生する災害廃棄物発生量は表〇の様に推計される。

なお、この推計値は、あくまでも想定する災害情報に基づく推計値であり、実際に災害が発生した場合の災害廃棄物量とは一致しないことに留意が必要である。

表〇. 災害廃棄物推計

項目	発生量
解体ごみ	150,888 t
片付けごみ	11,786 t
津波堆積物	226,795 t
計	389,469 t

6 災害廃棄物の処理の基本方針

衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短時間での処理を目指す。

分別・再生利用の推進

災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。

処理の協力・支援、連携

本市による自区域内処理を原則とするが、自区域内処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。

環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

7 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

災害が発生した際は、被害状況を踏まえ、本計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を策定する。実行計画は処理の進捗等に応じ、災害廃棄物発生量と処理処分先・再生利用先等を見直し、改定を行う。

8 仮置場の設置と分別の徹底

(1) 仮置場の設置

平時から所有者、関係法令その他留意事項について検討し、仮置場候補地を選定しておく。発災後は以下の事項を踏まえ、関係部署等と協議のうえ速やかに仮置場開設場所を決定する。

- ①被災状況（災害の規模・種類、被災場所、災害廃棄物発生量等）
- ②必要面積の推計

(2) 仮置場の運営管理

仮置場開設後は以下の事項に留意し、仮置場を管理運営する。

- ①入場者管理（不法投棄、分譲ごみの防止）
- ②災害廃棄物の分別・搬出管理

(3) 搬出ルールと市民広報

仮置場を開設する際には、広報紙、防災行政無線、市ホームページ、市防災メール等により市民やボランティアに対し、以下のような点をしっかり伝えることが重要になる。また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールを実施し、広報を強化する。

9 公的機関相互の連携協力体制の確立

大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、行政区界を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。したがって、市町村、都道府県、民間事業者（廃棄物関係団体等）、国（環境省）がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な相互協力体制を整備することが必要となる。

なお国からは災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）による現地支援や、東北ブロック協議会を通じた広域的な協力体制の構築や、災害廃棄物処理への支援を受ける。

